

令和5年度

高圧ガス製造施設等への保安検査 及び立入検査結果について

(令和6年度用保安検査及び立入検査参考資料)

岐阜県危機管理部消防課

○ 目次

1)	令和5年度保安検査・立入検査結果の概要	3
2)	令和6年度保安検査・立入検査について	4
3)	令和6年度保安検査・立入検査重点指導事項について	7
4)	製造・貯蔵・消費に係る連絡事項	9
5)	高圧ガス事故関係	
	・高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領	16
	・高圧ガス保安法関係 災害事故概要	20

令和5年度保安検査・立入検査結果の概要

令和5年度の保安検査及び立入検査の結果、下記の指摘事項がありました。

令和5年度保安検査・立入検査指摘事項

- 設備台帳：設備台帳を整備すること
- 設備台帳：設備台帳を作成すること
- 設備台帳：設備の更新記録を記載すること
- 帳簿：容器の収受記録をすること
- 帳簿：充填記録簿に保安責任者のサイン記載欄を設けること
- 帳簿：帳簿の修正を行う場合は二重線を引き訂正すること
また、修正テープは使用しないこと
- 帳簿：監督者の押印がないため、押印すること
- 帳簿：貯槽充填限度を受け入れ記録に貼付（記載）すること
- 容器固定金具：容器固定ボルトの脱落
- 容器置場：容器置場に容器等以外の存置
- 保安教育：保安教育計画を計画どおりに実施し記録を残すこと
- 保安教育：定期的に保安教育を実施・記載すること
- 高さ検知棒：高さ検知棒が破損しているため改修すること
- 作業に必要な物以外：容器置場のプラットホームの消費設備を除去すること
- 火気使用：プラットホーム上の電気配線、照明を除去すること
- 日常点検：未実施・未記載を無くすこと
- 届出：氏名等の変更届を提出すること
- 届出：承継届を提出すること
- 届出：保安監督者の変更届を提出すること
- 届出：高圧ガス製造施設等変更届を提出すること
- 届出：特定高圧ガス取扱主任者の選解任の届出を行うこと
- 周知義務：販売契約を締結したとき及び、周知をしてから1年以上経過して
高圧ガス（液化石油ガス）を引き渡したときは、周知すること
- 可燃性ガスの貯蔵：可燃性ガス等は通気の良い場所で貯蔵すること
- 可燃性ガスの貯蔵：可燃性ガス容器は区分して貯蔵すること
- 可燃性ガスの貯蔵：容器の転倒転落防止措置を設けること
- 高圧ガス設備の気密：配管からの少量漏洩
- 貯槽冷却装置：ポンプの故障
- 防消火設備：散水ノズル一部詰まり
- 防消火設備：散水ヘッド一部詰まり
- 防消火設備：散水設備の詰まり
- 防消火設備：ポンプ故障
- ガス漏えい検知警報設備：予備電源不良
- バルブ誤操作防止：バルブ開閉札が不鮮明
- 警戒標：警戒標を設置すること

令和6年度保安検査・立入検査について

I 対象事業所

高圧ガス保安法に基づき県等が実施する保安検査及び立入検査（以下「検査」という。）は、次のとおり計画的に実施しています。

検査種別	対象事業所	実施周期
保安検査	第1種製造事業所（市町村で保安検査を受けようとする事業所）	高圧ガス保安法に定める周期
立入検査	第1種製造事業所（指定保安検査機関受検事業所）	1回／3年
	第1種貯蔵所	1回／3年
	特定高圧ガス消費事業所	1回／3年
	上記に掲げる以外の高圧ガス保安法適用事業所	必要な都度

II 検査実施者

県では、高圧ガス保安法に関する事務を全市町村に権限移譲していますので、事業所の所在地により異なります。

権限移譲先市町村（以下「市町村」という。）については、別紙一覧表のとおりです。

III 保安検査

【検査日程】

- (1) 市町村が検査日程を決定します。
- (2) 保安検査を市町村で受検しようとする場合は、速やかに市町村に連絡し日程調整してください。また、指定検査機関等で受検する場合も、事前に連絡してください。
- (3) 高圧ガス保安法の保安検査対象事業所で、液化石油ガス法の許可を受けた移動式製造設備を有している事業所は、液化石油ガス法の保安検査も原則として同日に実施します。

【保安検査申請】

- (1) 検査予定日の30日前までに市町村へ保安検査申請してください。ただし、4月検査予定事業所の申請時期については、予め管轄消防本部と御相談下さい。
- (2) 申請書に「製造事業所・貯蔵所の状況」「設備の概要」（様式は講習資料中にあり）及び付近の案内図を添付してください。

(3)申請書の所在地欄に郵便番号及び電話番号を、欄外に担当者所属及び氏名を必ず記入してください。

【受検体制等】

(1)検査には、保安係員が必ず立ち会ってください。

(2)検査内容は、現地確認（作動検査含む。）及び書類検査とします。

※「作動検査」とは、標準ガスによるガス漏れ警報器の作動検査や発泡液等による漏えいの有無の確認などをいいます。（以下同じ）

(3)保安検査に併せて立入検査も実施します。

(4)改善報告の指導を受けた場合は、市町村の担当者の指示により報告してください。

(5)文書による改善報告を求めるのは主に次の場合です。

①製造設備の技術上の基準に関し、検査時に改善が確認できない場合

②前年度口頭指導した内容が改善されていない場合

③その他保安上重要な事項に不備がある場合

IV 立入検査

【検査日程】

(1)市町村が検査日程を決定します。

【受検体制等】

<第1種貯蔵所>

(1)高圧ガス設備管理担当者（消費事業所にあつては特定高圧ガス取扱主任者）が立ち会ってください。

(2)検査実施時に、「製造事業所・貯蔵所の状況」及び「設備の概要」を提出してください。

(3)検査内容は、現地確認（作動検査含む。）及び書類検査（定期自主検査結果は3年分、その他は直近1年分）とします。→準備する書類は検査通知書に記載

(4)立入検査には、原則としてガス供給業者も立ち会ってください。

<指定保安検査機関による保安検査受検事業所>

(1)立入検査には、保安係員が立ち会ってください。

(2)検査実施時に、「製造事業所・貯蔵所の状況」及び「設備の概要」を提出してください。

(3)検査内容は、現地確認（作動検査は除く。）及び書類検査（保安検査結果は3年分、その他は直近1年分）とします。

高圧ガス保安法関係事務の権限移譲先一覧

県では、平成18年度から高圧ガス保安法関係事務（試験、免状関係を除く。）を希望する市町村に権限移譲しています。
 権限移譲先市町村に存する高圧ガス保安法関係事業所については、それぞれの市町村が所管することになり、当該市町村において許認可事務や立入検査などを行います。
 平成28年4月1日にすべての市町村に権限移譲が完了しました。
 また、平成30年4月1日から岐阜地域の消防広域化のため、山県市消防本部及び本巣消防事務組合消防本部で行っていた事務については、岐阜市消防本部で行っています。

担当市町村		担当窓口	連絡先等			担当市町村		担当窓口	連絡先等				
岐阜地区	岐阜市、瑞穂市、山県市、本巣市、北方町	岐阜市消防本部 予防課 〒500-8812 岐阜市美江寺町2-9	T E L	058-262-7163	F A X	058-263-6065	可茂地区	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町	可茂消防事務組合消防本部 予防課	T E L	0574-26-0515	F A X	0574-25-4899
	羽島市	羽島市消防本部 予防課 〒501-6244 羽島市竹鼻町丸の内9-26	T E L	058-392-4579	F A X	058-393-0552		〒505-0044 美濃加茂市加茂川町3-7-7	E-mail	yobou@kamo-fire.jp			
	各務原市	各務原市消防本部 予防課 〒504-8555 各務原市那加桜町1-69	T E L	058-382-3137	F A X	058-382-5955		多治見市	多治見市消防本部 予防課 〒507-0828 多治見市三笠町2-21	T E L	0572-22-9233	F A X	0572-21-0022
			E-mail	syoyo@city.kakamigahara.gifu.jp						E-mail	yobou@city.tajimi.gifu.jp		
羽島郡（岐南町、笠松町）	羽島郡広域連合消防本部 予防課 〒501-6088 羽島郡笠松町美笠通3-25	T E L	058-388-1198	F A X	058-387-7064	土岐市	土岐市消防本部 予防課 〒509-5112 土岐市肥田浅野笠神町3-11	T E L	0572-54-3129	F A X	0572-55-5406		
		E-mail	yobo@hashimagun-fd.jp					E-mail	syobo@city.toki.lg.jp				
西濃地区	大垣市、神戸町、安八町、輪之内町、池田町	大垣消防組合消防本部 予防課 〒503-0933 大垣市外野3-20-2	T E L	0584-87-1512	F A X	0584-87-1515	東濃地区	瑞浪市	瑞浪市消防本部 予防課 〒509-6101 瑞浪市土岐町112-1	T E L	0572-68-2001	F A X	0572-66-1080
	海津市	海津市消防本部 予防課 〒503-0655 海津市海津町福岡460-2	T E L	0584-53-4949	F A X	0584-53-3636		恵那市	恵那市消防本部 予防課 〒509-7203 恵那市長島町正家1015-2	T E L	0573-26-0296	F A X	0573-26-0120
			E-mail	kaizu119@city.kaizu.lg.jp						E-mail	syoubou@city.ena.gifu.jp		
	養老町	養老町消防本部 予防課 〒503-1392 養老郡養老町高田798	T E L	0584-32-1510	F A X	0584-32-2004		中津川市	中津川市消防本部 予防課 〒508-0045 中津川市かやの木町1-10	T E L	0573-66-1619	F A X	0573-65-5390
	E-mail	yobouka@town.yoro.gifu.jp			E-mail	yobou@city.nakatsugawa.lg.jp							
	垂井町、関ヶ原町	不破消防組合消防本部 予防課 〒503-2121 不破郡垂井町2466-2	T E L	0584-23-3996	F A X	0584-22-1914		飛騨地区	下呂市	下呂市消防本部 予防課 〒509-2202 下呂市森363-1	T E L	0576-25-6188	F A X
E-mail	fuwa-yobou@citrus.ocn.ne.jp			E-mail	yobou@city.gero.lg.jp								
揖斐川町、大野町	揖斐郡消防組合消防本部 予防課 〒501-0565 揖斐郡大野町中之元824	T E L	0585-32-0119	F A X	0585-35-2797	飛騨市	飛騨市消防本部 予防課 〒509-4256 飛騨市古川町高野251-1	T E L	0577-73-6199	F A X	0577-73-6299		
E-mail	fd-ibi@fd-ibi.jp			E-mail	syoboyobo@city.hida.gifu.jp								
中濃地区	関市、美濃市	中濃消防組合消防本部 予防課 〒501-3906 関市西欠ノ下5	T E L	0575-23-9008	F A X	0575-22-9535	高山市、白川村	高山市消防本部 予防課 〒506-0004 高山市桐生町3-208	T E L	0577-32-3027	F A X	0577-35-3599	
	E-mail	yobou@chunou-119.jp			E-mail	shoubousoumu@city.takayama.lg.jp							
郡上市	郡上市消防本部 予防課 〒501-4221 郡上市八幡町小野4-4-1	T E L	0575-67-1219	F A X	0575-67-1215								
E-mail	yobouka@city.gujo.gifu.jp												

令和6年度保安検査・立入検査重点指導事項について

○帳簿の適正な整備について

例年、帳簿について重点的に指導していますが、必要な帳簿（台帳）を整備していない、訂正に修正テープを使うなどの事例が多くみられます。そのため、令和6年度も引き続き帳簿の備付状況、記載事項（記載もれがないか）、保存状況（保存期間）等を確認させていただきます。

台帳により管理することは、適切な設備の運用、点検・検査を行うことにつながり、事故防止や災害時の適切な対応につながります。台帳や点検表の記入は事業所内で統一し、修正を行う場合は二重線を引き訂正してください。修正テープや消えるペン（フリクションペン）の使用をしないようお願いします。

○災害時の対応（危害予防規程及び保安教育計画の作成、取り組み）

令和6年1月1日に能登半島が発生し、本県においても、いつ災害が発生してもおかしくない状況となっています。高圧ガス保安法は高圧ガスによる災害を防止することを目的としており、事業者は危害予防規程及び保安教育計画を作成し、確実に実践していく必要があります。事故時に確実に緊急時の措置を行うことができるよう、危害予防規程の中でルール化・マニュアル化していますが、保安教育の中で危険時の措置・訓練方法等を事業者や従業員に認識させることが重要です。

保安教育計画について、第1種貯蔵所は計画の作成が義務づけられていませんが、実施は必要であるため、令和6年度も保安教育の内容について確認いたします。

保安教育について

- (1)保安教育計画を作成しているか。（第1種製造者）
- (2)保安教育スケジュールどおりに実施されているか。（第1種製造者、第1種貯蔵所）
 - ・保安教育実施者は誰か。・保安教育受講者は誰か。・協力会社も対象としているか。
- (3)教育内容

- ・設備の取扱い、操作等
- ・高圧ガスの性質に関すること
- ・容器等の取扱い
- ・異常時の対応
- ・未経験従事者に対する教育
- ・他部署従事者に対する教育

(4)保安教育の記録をつけているか。

○必要な届出事項について

令和5年度の立入では、必要な届出がされていない事例が多く見られました。

(氏名等の変更、承継、保安監督者の変更、高圧ガス製造施設等変更、特定高圧ガス取扱主任者の選解任)

適正な業務管理のためには、必要な届出をしなければいけませんので、届出状況の確認をさせていただきます。

製造・貯蔵・消費に係る連絡事項

1 手数料

- ・令和6年度から一部変更となります。（別紙1参照）

2 各種届出の担当者名等の記載

事業所（事務所）所在地欄がある各種届出においては、郵便番号及び電話番号を記載し、欄外に担当者所属及び氏名を記載すること。

また、届出の製造計画書等の最後に、工事業者又は供給業者の担当者氏名及び連絡先を記載すること。

3 高圧ガス製造施設等変更届（岐阜県指導事項）

- ・次の事項に変更があった場合は、「高圧ガス製造施設等変更届書」を提出すること。

氏名又は名称、事業所の名称、事務所（本社）の所在地、事業所の所在地

変更を証する書類の提出は不要である

4 保安統括者等の選解任の届出

- ・保安統括者等の選解任届の提出時期は、次のとおり。

保安統括者等	届出手続
(1) ①保安統括者 ②保安統括者代理者	選解任したとき、遅滞なく ①高圧ガス保安統括者届出書（様式） ②高圧ガス保安統括者代理者届出書（様式）
(2)保安技術管理者、保安係員	8月1日以降遅滞なく（前年8/1～7/31） ・高圧ガス保安技術管理者等届出書（様式）
(3)保安技術管理者代理者、保安係員代理者	選解任は必要であるが、届出は不要
(4)特定高圧ガス取扱主任者	選解任したとき、遅滞なく ・特定高圧ガス取扱主任者届出書（様式）
(5)保安監督者	選解任したとき、遅滞なく（県指導事項） ・保安監督者届書 ※市町村様式による。

- ・事業所においては、選任状況（選任日等）を記録しておくこと。
- ・届出様式を間違えて提出する事業者があるので注意すること。
- ・保安係員等が複数いる場合、1人の選解任時も保安係員等全てに記載すること。

4-2 保安統括者等の選解任届の添付書類

- (1)保安統括者は、事業所においてその事業の実施を統括管理する者であるので、職制上の地位がわかる書類を添付すること。
- (2)保安係員、保安技術管理者及び特定高圧ガス取扱主任者については、免状等の写し、実務経験を証明する書類等を添付すること。
- (3)CE、オートスタンド、空気圧縮機等一定の資格等が必要な保安監督者については、免状等の写し（経験については履歴書、経歴書等）を添付すること。

5 保安係員の常駐

- (1) 高圧ガスの製造を行う時は、保安係員又は代理者が常駐し保安の確保を図ること。
- (2) 高圧型の蒸発器や液送ポンプを24時間使用する事業所は24時間常駐が必要である。
- (3) 24時間連続消費するが製造は受入時だけである事業所（窯業関係事業所等）では、夜間の保安係員の常駐は必要ない。

6 特定高圧ガス取扱主任者の職務

- (1) 3トン以上のLPガスを貯蔵し消費する事業所では、取扱主任者が保安確保の中心となる。当該事業所に勤務する従業員の中から取扱主任者を選任すること。
- (2) 夜間等に取扱主任者が不在となる事業所では、関係従業員に対する保安教育を充実させ、事故等の防止を図ること。
- (3) 夜間無人となる事業所では、異常発生時にすみやかに取扱主任者へ連絡が入り、適切な対応が取れるような体制とすること。

7 製造保安責任者免状等の免状交付

高圧ガス保安協会に事務委託しているので、免状交付、書換え及び再交付については、高圧ガス保安協会に申請すること。

高圧ガス保安協会

〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル
(フリーダイヤル)0120-66-7966

8 変更許可が必要な変更工事

- (1) 主な完成検査が必要な工事（特定変更工事）
 - ・溶接を伴う変更の工事（認定試験者が工事を施工した場合を除く。）
 - ・耐震設計構造物に係る特定設備の取替え
- (2) 主な完成検査を要しない工事
 - ・圧縮機・送液ポンプの取替え（大臣認定品かつ溶接工事がなく、処理能力の変更の増減が20%以内の範囲に限る。）

9 軽微変更届

- ・高圧ガス設備以外の変更
- ・圧縮機・送液ポンプの取替え（大臣認定品かつ溶接工事がなく、処理能力の変更がない場合に限る。）
- ・弁類の取替え（大臣認定品に限る。）
- ・管類の取替え（認定試験者の工事施工した場合に限る。）
- ・製造施設の機能に影響しない高圧ガス設備撤去の工事

10 手続きの不要な変更工事

- ・充てんホースの取替え
- ・圧力計・温度計の取替え
- ・ボルト・ナット等消耗品の取替え

11 製造設備等の一括変更許可申請

平成10年4月1日以降可能となった。一括申請である旨を記載し、各々の変更工事の時期と内容が明確になる資料を添付すること。手数料は、一括で申請される複数の変更工事の各々の段階における処理能力の増加量（ただし、スクラップ・アンド・ビルドの場合は新施設の処理能力）に対応する金額を合算した金額とし、一括申請の際に全額納付すること。なお、完成検査に係る手数料は、各々の変更工事ごとに納付すること。完成検査証は変更工事ごとに交付する。

12 製造施設休止届

使用を休止した特定施設は、その期間が1年以上である場合は製造施設休止届を提出することにより、保安検査が免除される。再開前に保安検査を受検すること。

休止届には休止した施設の位置、範囲及び講じた措置を書面にて提出すること。

また、休止期間の限度は3年とし、さらに休止を継続する場合は再度休止届を提出すること。

13 日常点検

(1) 高圧ガスの設備又は消費設備（以下「製造設備等」という。）の使用開始時及び使用終了時には異常の点検を実施すること。

(2) 運転中の製造設備等について、1日1回以上作動状況について異常有無の点検を実施すること。

(3) 24時間連続製造等の場合は、製造等開始及び製造等終了はないので、1日1回以上でよい。ただし、年末年始等で設備を止める場合は、基準どおり終了時及び開始時の点検を実施すること。

(4) 日常点検の実施頻度・項目は事業形態にあわせて、各事業者で判断すること。また、これらを変更する場合、危害予防規程基準類の変更が必要な場合もあるので、各事業所で必要な措置を取ること。

14 月例点検の項目

ガス漏えい検知器、散水設備について適正に作動するか点検すること。（緊急遮断弁閉止秒数、散水設備起動秒数を記録すること。）

15 開放検査実施記録表の作成

高圧ガス製造設備について、設備ごとの開放検査の周期を明確にするため、「開放検査実施記録表」を作成すること。

16 定期自主検査記録・開放検査記録の提出

定期自主検査記録・開放検査記録は、前回の検査以降のものについて検査時に確認するため、提出は不要である。

17 自主保安の推進

高圧ガス保安法の改正趣旨を十分理解し、法令基準は最低限の基準であることを認識し、保安上何が必要なのか事業者自身が判断し、必要な事項は自主的に行うこと。

例：日常点検、保安距離の敷地内確保、バルク容器による貯蔵所のローリー散水
定期自主検査の回数、保安係員代理者の講習受講

18 消火設備

消火設備の点検周期は、高圧ガス事業所内のものについては厳密に言えば規定されていない。しかしながら、常時消火設備を使える状態にしておく必要があるので、各自消火設備の数量等を勘案し点検周期を定め、定期的に点検を実施すること。

19 配送車両での容器の夜間積載

翌日の配送のため、容器を積載した配送車両を夜間駐車しないこと。貯蔵の方法に係る技術上の基準の違反となる。

20 感震遮断装置の設置

地震発生時の漏えい事故を防止するため、製造所、貯蔵所とも感震遮断装置を設置すること。

21 製造所から貯蔵所への変更

貯蔵所の技術上の基準に適合する必要がある。耐震性能が基準に適合するか特に注意すること。第一種貯蔵所については定期自主検査を行う必要は法的にはないが、製造所と同様に実施することが望ましい。

22 工業用消費者への周知

工業用消費者に係る事故を防止するため、販売事業者は消費者に対し法に定められた周知を確実にいき、その旨を帳簿（保安台帳）に記載すること。

また、工業用消費者に対し、法に定められた施設基準について十分説明すること。

23 第二種貯蔵所の技術上の基準

(1) 第一種貯蔵所の技術上の基準と全く同じである。

(2) 工業用指導要綱の施設から変更する場合、散水設備の能力や警報器の性能に注意すること。

(3) 販売事業者、工事業者は基準を十分に理解し、事業者にアドバイスすること。

24 貯蔵所における開放検査

貯蔵所は保安検査の受検義務がないので、開放検査に係る規定は適用されないが構造上は製造事業所の貯蔵設備と変わりがないことから、従来どおり第一種製造事業所に準じて実施することが望ましい。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案及び 地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令案 (概要)

1 概要

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）に定められる手数料の標準額については、地方分権推進計画に基づき、定期的に見直しが行われているところであり、今般、手数料の標準額の見直しを行い、以下の改正を行うもの。また、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成 12 年自治省令第 5 号）について、以下の改正を行うもの。

2 改正内容

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案

- ・ 事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額の見直しが必要となる事務及び物件費等の増加に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務に係る手数料の標準額について改定を行う。
- ・ 戸籍／除籍電子証明書提供用識別符号の発行（戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第 17 号）による改正後の戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 120 条の 3）に係る手数料を徴収する事務及び金額を新たに定めるなど、戸籍法の一部改正の規定を踏まえた所要の規定の整備を行う。

※具体的な改正の内容は別表のとおり。

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令案

- ・ 戸籍／除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料の徴収対象とならない方法として、情報提供等記録開示システム（マイナポータル）を使用する方法を規定する。ただし、戸籍／除籍電子証明書提供用識別符号の発行が、電子情報処理組織により自動的に特定したものを情報提供等記録開示システム（マイナポータル）を通じて行われる場合に限る。

3 スケジュール

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案

閣議予定日 令和 5 年 12 月上旬

施行予定日 令和 6 年 4 月 1 日

（ただし、戸籍法に基づく事務に係る改正規定は、戸籍法の一部を改正する法律附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日、消防法に基づく危険物取扱者試験、危険物の取扱作業の保安に関する講習及び消防設備士試験に関する事務に係る改正規定は令和 6 年 5 月 1 日とする。）

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令案

施行予定日 戸籍法の一部を改正する法律附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日

(別表)

手数料を徴収する事務名	現行金額 (円)	改定後金額 (円)
○戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)関係		
戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付（本籍地以外での戸籍謄本等の交付事務の追加）	450	改定なし
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務（電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合（総務省令で定める）及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。）	(新規追加)	400
除籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付（本籍地以外での除籍謄本等の交付事務の追加）	750	改定なし
除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務（電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合（総務省令で定める）及び同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。）	(新規追加)	700
届出若しくは申請の受理の証明書交付等（電子化された届書等情報の内容の証明書の交付事務の追加）	350 等	改定なし
届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務（電子化された届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務の追加）	350	改定なし
○消防法(昭和 23 年法律第 186 号)関係		
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満	1,180,000	1,450,000
ー上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満	1,410,000	1,720,000
ー上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満	1,590,000	1,920,000
ー上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満	1,950,000	2,360,000
ー上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満	2,270,000	2,740,000
ー上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満	4,550,000	5,640,000
ー上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満	5,820,000	7,240,000
ー上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上	7,070,000	8,790,000
甲種危険物取扱者試験の実施	6,600	7,200
乙種危険物取扱者試験の実施	4,600	5,300

丙種危険物取扱者試験の実施	3,700	4,200
危険物の取扱作業の保安に関する講習	4,700	5,300
甲種消防設備士試験の実施	5,700	6,600
乙種消防設備士試験の実施	3,800	4,400
○高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)関係		
移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和 42 年法律第 149 号) 第 37 条の 4 第 1 項の許可済の場合)	—	6,000
○銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号)関係		
猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	12,700	14,000

高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領

制定 20180328 保局第2号 平成30年 3月30日
改正 20181217 保局第1号 平成30年12月21日
20200619 保局第2号 令和 2年 7月 1日
20200727 保局第1号 令和 2年 8月 4日

I 総則

1. 目的

本要領は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「高圧法」という。）の適用を受ける高圧ガスに係る事故等又は石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「石災法」という。）の特定事業所（以下「特定事業所」という。）に係る事故が発生した場合の対応について、詳細を定めるものである。

（略）

2. 事故の定義等

(1) 高圧ガスに係る事故等とは、高圧法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱（以下「製造等」という。）中に発生した事故等で、次に掲げるものをいう。

ただし、高圧法の法令違反があり、その結果として、災害が発生した場合には、高圧ガスが存する部分の事故に限らず「高圧ガスに係る事故等」として取り扱う。

（注）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）に係る事故については、液化石油ガス事故対応要領による。

- ① 爆発（高圧ガス設備等（以下「設備等」という。）が爆発したものをいう。以下同じ。）
- ② 火災（設備等において、燃焼現象が生じたものをいう。以下同じ。）
- ③ 噴出・漏えい（設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたものをいう。以下同じ。）

ただし、以下のいずれかの場合は除く。

- 1) 噴出・漏えいしたガスが毒性ガス以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手）、開閉部（バルブ又はコック）又は可動シール部であり、噴出・漏えいの程度が微量（石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度）であって、かつ、人的被害のない場合
- 2) 完成検査、保安検査若しくは定期自主検査における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであって、かつ、人的被害のない場合

- ④ 破裂・破損等（高圧ガスにより、設備等の破裂、破損又は破壊等が生じたものをいう。以下同じ。）
 - ⑤ 喪失・盗難（高圧ガス又は高圧ガス容器の喪失又は盗難をいう。以下同じ。）
 - ⑥ 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充填した容器が危険な状態となったとき。
 - ⑦ その他
- (2) 特定事業所に係る事故とは、石災法第23条第1項の異常な現象のうち事故に該当するものをいう。
- (3) 移動式製造設備であって液化石油ガス法第37条の4の充填設備として許可を受けているもの（供給設備に接続しているもの又は充填設備の使用の本拠の所在地にあるものに限る。）において事故が発生した場合にあっては、高圧法の事故に該当しないものとする。

3. 事故の分類

事故の被害状況により次のとおり分類する。

(1) A級事故

次の各号のいずれかに該当する事故をいう。

- ① 死者5名以上の事故
- ② 死者及び重傷者が合計して10名以上の事故であって、①以外のもの
- ③ 死者及び負傷者（重傷者及び軽傷者をいう。以下同じ。）が合計して30名以上の事故であって、①及び②以外のもの
- ④ 爆発・火災等により建物又は構造物の大規模な破壊、倒壊滅失等の甚大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が5億円以上）が生じた事故
- ⑤ 大規模な火災又はガスの大量噴出・漏えいが現に進行中であって、大災害に発展するおそれがある事故

(2) B級事故

A級事故以外の事故であって、次の「B1級事故」又は「B2級事故」のいずれかに該当する事故をいう。

1) B1級事故

- ① 死者1名以上4名以下の事故
- ② 重傷者2名以上9名以下の事故であって、①以外のもの
- ③ 負傷者6名以上29名以下の事故であって、①及び②以外のもの
- ④ 爆発・火災等により建物又は構造物の大規模な損傷等の多大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が1億円以上5億円未満）を生じた事故

2) B2級事故

同一事業所において、A級事故、B級事故又はC1級事故が発生した日から1年を経過しない間に発生したC1級事故（高圧ガスに係る事故に限る。）

(3) C級事故

A級事故及びB級事故以外の事故であって、次の「C1級事故」又は「C2級事故」のいずれかに該当する事故をいう。

1) C1級事故

- ① 人的被害（負傷者1名以上5名以下かつ重傷者1名以下）があった事故
- ② 爆発、火災又は破裂・破損等が発生した事故
- ③ 毒性ガスが漏えいした事故（毒性ガスとは、一般高圧ガス保安規則第2条第1項第2号、コンビナート等保安規則第2条第1項第2号、冷凍保安規則第2条第1項第2号の毒性ガスをいう。）
- ④ ①から③までのほか、反応暴走に起因する事故又は多量漏えいが発生した事故（反応暴走とは、設備等の温度、圧力、流量等が異常な状態になった際に、自動的に作動する安全装置、通常の手順に則り操作する制御装置等によっても制御不能な事象等であって、爆発、火災、漏えい又は破裂並びに破損の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするものをいう。）
（多量漏えいとは、設備等からのガスの漏えいであって、ガス漏えい検知警報設備等の作動により附近の作業員に退避を勧告する程度のもの、事業所の敷地外に漏えいしたもの、又は、設備等からのガスの漏えい（不活性ガスの微量な漏えいを除く。）を覚知後に、設備等の停止等の措置を講じても漏えいが継続したことにより、追加措置を講じたものをいう。）

2) C2級事故

C1級事故以外の事故

4. 人的被害の定義

人的被害の定義は、以下のとおりとする。

(1)死者

事故発生後、5日（120時間）以内に死亡が確認された者（自殺者本人を除く。）。

(2)重傷者（中毒等、外傷を伴わない場合は、「重症者」という。）

事故発生後、30日以上の治療を要する負傷した者（自殺未遂者を除く。）。

(3)軽傷者（中毒等、外傷を伴わない場合は、「軽症者」という。）

事故発生後、30日未満の治療を要する負傷した者（自殺未遂者を除く。）。

様式第58（一般則第98条関係）

様式第57（液石則第96条関係）

事故届書	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
氏名又は名称 （事業所の名称又は 販売所の名称を含む。）			
住所又は事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
事故発生年月日			
事故発生場所			
事故の状況		別紙のとおり	

年 月 日

代表者 氏名

様

連絡担当者 所属
電話

氏名

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 事故の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。

高圧ガス保安法関係 災害事故概要 (令和5年1月～12月分)

番号	区分	事故名称	年月日	市町村	人的被害				物的被害	物質名	現象	業種	事故概要
					死者	重傷	軽傷	計					
1	噴出・漏洩	アルゴンガスが漏えいした事故	令和5年2月2日	神戸町					無	アルゴン	漏洩	製造	バングに使用されるフェルト材や、製品に使用される離型材の剥離したものが挟まったことが事故原因と疑われるもの。
2	噴出・漏洩	冷凍機の止弁から冷媒が漏えいした事故	令和5年4月6日	大垣市					無	フルオロカーボン	漏洩	製造	経年劣化によりバルブが腐食、ピンホール上の穴が生じ冷媒ガスが漏えいしたもの。
3	噴出・漏洩	冷凍設備からアンモニアが漏えいした事故	令和5年6月30日	岐阜市					無	アンモニア	漏洩	製造	冷凍設備からアンモニアが漏えいし、ユニット内で除外装置により中和されたもの。
4	噴出・漏洩	工業用消費設備バルクの配管から漏えいした事故	令和5年7月26日	岐阜市					無	LPG	漏洩	消費	何者かが故意または誤ってバルブを解放したことで、LPGが漏洩した可能性が高いもの。
5	噴出・漏洩	冷凍機から冷媒ガスである炭酸ガスが漏えいした事故	令和5年8月1日	池田町					無	炭酸ガス	漏洩	製造	冷凍機が自動運転を始める圧力を下回る圧力で安全弁が作動し、炭酸ガスが漏えいしたもの。
6	噴出・漏洩	空冷ヒートポンプエアコンで使用している不活性ガスが漏えいした事故	令和5年8月8日	多治見市					無	フルオロカーボン	漏洩	その他	空冷ヒートポンプ式空調機の冷媒配管の経年劣化と思われる腐食により、複数の小孔が発生し、フルオロカーボンが漏えいしたもの。
7	噴出・漏洩	LGC容器の安全弁が作動し、窒素が漏えいした事故	令和5年8月21日	岐南町					無	窒素	漏洩	消費	外気温が高温等の原因により容器内圧が上昇し、安全弁が作動したと推測されるもの。
8	喪失・盗難	アルゴン容器をネット販売したことにより、高圧ガス容器の所在不明となった事故	令和5年9月27日	岐南町					無	アルゴン	喪失	その他	アルゴン容器を不特定多数、ネット販売したことにより、高圧ガス容器の所在不明となったもの。
9	喪失・盗難	顧客が破産し、高圧ガス容器が所在不明となった事故	令和5年12月18日	岐阜市					無	アセチレン・酸素	喪失	その他	顧客が破産し、高圧ガス容器が所在不明となったもの。
10	噴出・漏洩	充填ノズルから漏えいした事故	令和5年12月12日	岐阜市					無	LPG	漏洩	製造	充てん作業時、充てんノズルから充てんポンペを外した際、先端アセンブルの戻りが悪く、LPGが噴出したもの。

注) 速報による内容が含まれていること等から、今後、記載内容が変更となることがあります。

【事故件数：10件】

喪失・盗難	2
噴出・漏洩	8